

【証書作成の基本手数料】

目的価額	手数料
100万円以下	5,000円
100万円を超え200万円以下	7,000円
200万円を超え500万円以下	11,000円
500万円を超え1000万円以下	17,000円
1000万円を超え3000万円以下	23,000円
3000万円を超え5000万円以下	29,000円
5000万円を超え1億円以下	43,000円
1億円を超え3億円以下	4万3000円に5000万円までごとに1万3000円を加算
3億円を超え10億円以下	9万5000円に5000万円までごとに1万1000円を加算
10億円を超える場合	24万9000円に5000万円までごとに8000円を加算

《目的価額について》

贈与契約のように当事者の一方だけが義務を負う場合は、その価額が目的価額になりますが、交換契約のように双方が義務を負う場合は、双方が負担する価額の合計額が目的価額となります。数個の法律行為が1通の証書に記載されている場合には、それぞれの法律行為ごとに、別々に手数料を計算し、その合計額がその証書の手数料になります。法律行為に主従の関係があるとき、例えば、金銭の貸借契約とその保証契約が同一証書に記載されるときは、従たる法律行為である保証契約は、計算の対象に含まれません。

《基本手数料の計算例》

傷害事故の損害を例にすると、以下のようになります。

法律行為	手数料
治療関係費の支払い:100万円	5,000円
休業損害の支払い:200万円	7,000円
慰謝料の支払い:300万円	11,000円
合計	23,000円

《証書の枚数による手数料の加算》

証書の枚数が法務省令で定める枚数の計算方法により4枚(横書の証書は3枚)を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算されます。

【その他の手数料】

項目	手数料
執行文の付与	1,700円
正本・謄本の送達	1,400円
送達証明	250円
正本・謄本の交付	1枚につき250円